

SANJO ROTARY CLUB

三條ロータリークラブ

週報 No. 28

2013.1.30 (No.2719)

第2560地区ガバナー／鈴木重 壱
 会 長／杉山 幸 英
 会長エレクト／丸山 行 彦 (クラブ奉仕A)
 副 会 長／高橋 司 (クラブ奉仕B)
 幹 事／若槻八十彦
 S A A／西山 徳 芳
 会 計／小出子恵出

例会日／毎週水曜日 12:30～
 例会場及び事務局／
 三條市旭町2-5-10 三條信用金庫本店内
 例会場／TEL 34-3311
 事務局／TEL 35-3477 FAX 32-7095

E-mail : sanjo-rc@cpost.plala.or.jp
 http://www.soho-net.ne.jp/~rotary/
 (～はshiftを押しながら“へ”のキーを
 押してください)

- 本日の出席会員数:56名中42名
- 先々週出席率:81.82%

【ゲスト】

・三條公証人役場 公証人 永井敏夫 様

【先週のメイクアップ】

[1.18] 吉田RCへ

・加藤紋次郎さん

[1.24] 三條東RCへ

- ・斎藤弘文さん、 中村光一さん、
- ・中村和彦さん、 中林順一さん、
- ・藤田紘一さん、 五十嵐昭一さん、
- ・菊池 渉さん、 石橋育於さん、
- ・内山 晃さん、 熊倉昌平さん

(10名)

[1.24] 燕RCへ

・加藤紋次郎さん

[1.24] 三條ローターアクトへ

- ・杉山幸英さん、 若槻八十彦さん、
- ・渡辺良一さん

[1.28] 三條南RCへ

- ・五十嵐晋三さん、 菊池 渉さん、
- ・内山 晃さん、 伊藤寛一さん、
- ・加藤紋次郎さん、 藤田紘一さん、
- ・斎藤弘文さん

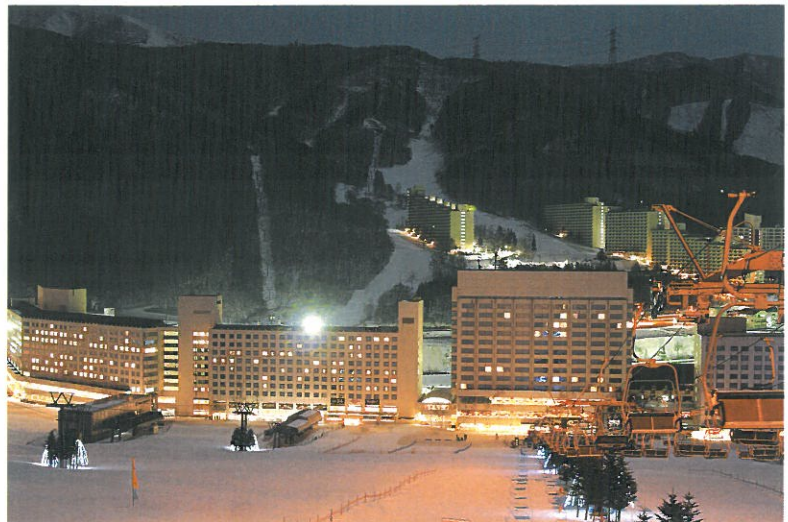
(7名)

[1.29] 三條北RCへ

- ・斎藤弘文さん、 菊池 渉さん、
- ・五十嵐晋三さん、 中村光一さん、
- ・山田富義さん、 藤田紘一さん、
- ・中林順一さん

(7名)

「湯沢町 苗場スキー場」



会 長 挨拶

杉山幸英 会長



皆さんこんにちは、挨拶申し上げます。
 本日は公証役場公証人 永井様ようこそお
 いで下さいました。昨年の卓話に続き本年
 もおいで頂き有難う御座います。昨年の卓
 話は大変な盛り上がりで例会の終わった後
 もその話で持ちきりでした。本日も楽しみ
 にしておりますので宜しくお願い致します。

1月4日に京都の七福神巡りに参加してま
 いました。1月3日の午後にホテルに着き4日の七福神巡りを
 予約していただきました。お正月明け、京都に遊びに行く予
 定では有りましたが、七福神巡りは予定に有りませんでした。
 昨年12月中の日経新聞土曜版“何でもランキング”に東京・
 大阪・京都他の七福神巡りが記載されておりまして東京・大
 阪は自分で探して巡る旅でしたが、京都はバスツアーが有る
 と書いて有りましたので参加してみたいと思いました。当日
 は良い事にバス会社のバスが当ホテルと他のホテルまで迎え
 に来てくれるという事で朝乗せて頂きました。同じホテルよ
 り40才前半で、自分で店を開いていると思われる女性の方と
 一緒でした。その女性の方にお話しをお聞きしましたら日経
 新聞土曜版で知り参加されたそうです。年初めで参加者が多
 く通常バス1台の所が3台で終日巡り楽しかったです。皆様の
 分もお参り・お願い致して参りましたのでよい事が有ると思
 います。お楽しみに。

挨拶を終わります。

幹事報告

若槻八十彦 幹事

◎鈴木ガバナー事務所より

「2月ロータリーレートのご案内」

2月1日より 1ドル=88円(現行82円)

◎三条東RCより

「市内7クラブ会長・幹事会 開催のご案内」

日 時 4月16日(火)18:30～

会 場 四季の宴 千翔

◎三条ローターアクトクラブより

「2月例会のご案内」

【第一例会】 2月7日(木)19:30～

【第二例会】 2月21日(木)19:30～

※会場は、三条・燕地域リサーチコア 4階・異業種交流室です。

※参加ご希望の方は、事務局へお申し付けください。
(メイクアップ扱いになります。)

中村和彦さん

建国記念の日に、私の愚妻もアトラクションで踊るそうです。よかったら見て下さい。

都合により早退させていただきます。

樺山 仁さん

例年になく雪の為に車の移動に苦勞した様です。雪の為にプラスになる経済効果がほしいですね!

本日の永井様の卓話に期待しております。

川瀬康裕さん、 外山雅也さん、 小出子恵出さん、

明田川賢一さん、 渡辺勝利さん、 小越憲泰さん、

金子俊郎さん、 荻根沢隆雄さん、 木村文夫さん、

若槻八十彦さん、 丸山行彦さん、 五十嵐昭一さん、

会田二郎さん、 高橋 司さん、 松永一義さん

永井敏夫様、本日は卓話ありがとうございます。
お話楽しみにしております。

1月30日分 ￥27,000

今年度累計 ￥908,000

ニコニコBOX

杉山幸英さん

先週より食べ物に注意しております。

公証人 永井敏夫様、昨年につづき卓話有難う御座居ます。楽しみにしております。

山田富義さん

急用のため、2週欠席しましたので、今月分ふくめてBOXに協力します。

永井様卓話ありがとうございます。

関川 博さん

体の疲れはいい湯らていで。心の疲れは五十嵐川の白鳥で癒されています。駐車場出来たのでお越し下さい。

永井敏夫様卓話お願いします。

斎藤弘文さん

新年会が続いております。夜が来るのが楽しみです。

吉井直樹さん

先週新年会で会津若松へ行って来ました。大河ドラマ八重の桜の舞台上で大変にぎわってました。今年注目の地ですね。

本日は永井様宜しく申し上げます。

菊池 涉さん

大好きなカキを食べ過ぎたのか、一昨日より下痢で、昨日は大学も休みました。一回や二回の腹痛にめげず、治ったらカキを食べに行きます。

中林順一さん

今年の冬は雪が少なくて助かります。除雪用品を作っておられる方には申し訳ないですが。

2月のお祝い

◎会員誕生祝

2日 五十嵐博宣さん

4日 荻根澤隆雄さん

17日 加藤紋次郎さん

20日 金子俊郎さん

26日 斎藤弘文さん

◎夫人誕生祝

9日 藤田幸子さん (絃一さん)

17日 五十嵐美和さん (博宣さん)

22日 斎藤千也子さん (真澄さん)

26日 松永シゲミさん (一義さん)

◎結婚記念祝

7日 小林敬典さん (由美子さん)

25日 斎藤弘文さん (昌子さん)

28日 関川 博さん (由紀子さん)

◎100%出席賞

6年 平原信行さん



卓 話

「任意後見制度について」

13年度「任意後見」のテーマ
三條公証人役場



公証人 永井敏夫 様

公証人の長井です。前回の時にはいろいろお話申し上げたのですが、今回も呼んで頂きありがとうございます。前回のように楽しい話ができればよいのですがそういかないのか心配です。こうして

見回しますと私と同じで皆さんも人生のベテランの方がお多いとお見受けしております。今回はベテランの方にチョットお考え頂きたいなと思う事をお話したいと思っております。レジメに沿ってお話申し上げます。今日は任意後見人制度をお話致します。

1 認知症の人はどのくらいいるのか

(1) 年々増加している

認知症の人は、平成24年11月16日の日経新聞（厚労省統計）によれば、2002年から10年間で倍増し、65歳以上の人口に占める割合は約10%になったとのこと。

また、認知症の人は年々増加しており、2010年を基準とすると、その25年後の2035年には約445万人と1.8倍に増加することが予想されている。

(2) 高齢になるにしたがって認知症の人は増加する

年齢別に認知症の人の割合をみると、65～69歳では1.5%ですが、年齢が5歳上がるごとに約2倍になっている。85歳以上では約4人に1人が認知症であるとされている。

2 任意後見制度について

平成12年に国内外の状況を踏まえ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、高齢化社会への対応及び障害者福祉の充実などの要請から、成年後見制度のための法改正が行われ、新たに創設された。

(1) 成年後見制度の種類

① 法定後見

判断能力が、不十分な人の権利擁護者（成年後見人、保佐人、補助人）を家庭裁判所が選任し、その権利擁護者の権限も家庭裁判所の審判によって決定するもの。

本人の判断能力の程度に応じて次のような類型がある。

- ア 後見……判断能力がほとんどない人
- イ 保佐……判断能力が著しく不十分な人
- ウ 補助……判断能力が不十分な人

② 任意後見

公的機関（家庭裁判所）の監督を伴う任意代理の制度で、判断能力があるうちに、自分の判断能力が不十分になったときに、後見事務の内容と後見を行う人（任意後見人）を事前に契約（任意後見契約）によって決めておくもの。

実際に判断能力が不十分になったときに、任意後見契約の効力を発生させて、家庭裁判所が選んだ任意後見監督人の監督の下、自らが選んだ任意後見人に、自分の希望する後見事務を行ってもらえることができるので、自己の決定を最大限尊重してもらえる。

(2) 任意後見契約の当事者

- ① 本人（委任者）
- ② 受任者（任意後見人となるべき者・任意後見受任者）

(3) 任意後見契約の効力が生ずる時期

- ① 効力が生ずる時期
- ② 申立人
- ③ 申立ての要件

(4) 本人の判断能力の判定方法

家庭裁判所は、原則として鑑定をすることを要せず、医師の診断書等によって精神上的障害により本人の判断能力が不十分な状況にあるか否かを判断すれば足りる。

(5) 任意後見契約で委任できる事項

本人の生活、身上監護及び財産管理に関する法律行為に限定される。

- ① 財産管理に関する事務
- ② 身上監護に関する事務
- ③ 委任できない事項
事実行為や一身専属の事項

(6) 任意後見契約の締結

任意後見契約は公正証書による必要がある。

- ① 将来型……将来、判断能力が不十分になったときに
- ② 即効型……契約締結直後に契約の効力を発生させるとき
- ③ 移行型……通常の任意代理の委任契約から任意後見契約に移行するとき

(7) 公正証書作成までの手続、必要書類及び費用

- ① 手続……当事者（本人（委任者）、受任者）からの依頼で公正証書を作成
- ② 必要書類……各1通
 - ア 本人（委任者）……印鑑登録証明書、戸籍事項証明書（戸籍謄本）、住民票の写し
 - イ 受任者（任意後見受任者）……印鑑登録証明書、住民票の写し

③ 費用（公証人の手数料）

契約の内容（報酬額）にもよるが、移行型の場合の通常（無報酬の場合）は、約4万円、将来型では、約3万円。ともに登記のための印紙代（2,600円）、郵送料（約560円）を含む。

(8) 任意後見契約の登記

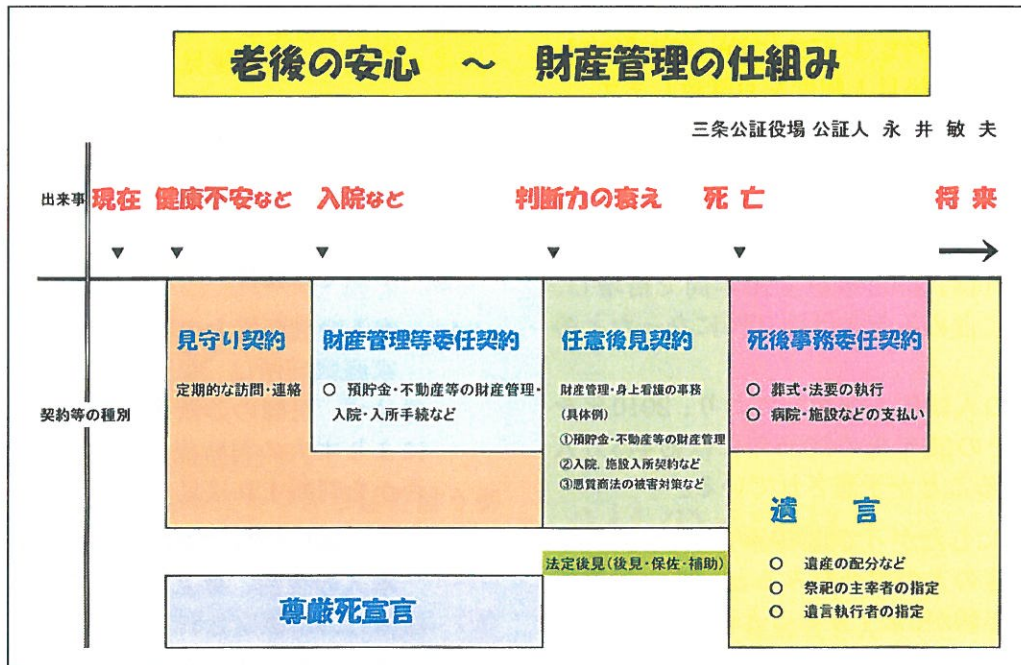
- ① 任意後見契約締結時……公証人が登記の嘱託を行う。
- ② ①に基づき登記を行った事項に変更が生じたとき
- ③ 任意後見監督人が選任されたとき
- ④ 任意後見契約が終了したとき

(9) 任意後見人の職務

- ① 財産管理
- ② 身上監護

任意後見人は、これらの職務を行うに当たっては、①善良な管理者としての注意義務があり、②本人の意思を尊重し、身上に配慮しなければならない。また、その職務内容を任意後見監督人に報告しなければならない。


その方の事情とか環境に合わせていろいろな事ができます。また家族構成とか考えられて利用されるといいのではないかと思います。拙い説明で申し訳ないのですがこれで終わらせて頂きます。ありがとうございました。



三条ロータリークラブ夜例会
～RI創立記念日<新年会>のご案内～

今年の新年会は、昨年グランドオープンしたばかりのジオ・ワールドVIPさんを会場に“利き酒大会”を予定しております。ふるってご参加ください!!

日時 2013年2月27日(水) 18:30～
会場 ジオ・ワールドVIP (TEL 35-1143)
会費 7,000円 (後日徴収いたします)



次週例会 2月13日 「外部卓話」 リュー デブラン代表
石附智恵子 様

次々週例会 2月20日 「会員卓話」
川瀬康裕 様

